

■ 製品保証について

1. 保証者——新日軽株式会社
2. 保証の対象者——住宅の所有者
3. 対象商品——新日軽ブランドで販売している一般木造住宅用商品及びエクステリア商品。
4. 保証内容——通常の取扱いによって生じた品質不良、性能及び機能の低下によるもので、かつ当社が認定したもの。
5. 保証期間——当該商品の取付け完了後2年間。(電装部分については1年間)ただし、完了時期については所有者が立証責任を負う。
6. 商品保証の免責事項
原因が次の様な場合は、保証期間内であっても有償修理となります。
イ. 環境が特に悪い地域の場所に取付けられたもの。
(例えは塩害や大気中の砂塵や煤煙、各種金属粉、亜硫酸ガス、アンモニア、車の排気ガス等の反応特質が付着して起こる腐食、高温、低湿、多湿による損傷や故障)

- 口. 保証者の表示した取扱い方から逸脱したもの。
例. (a) モルタル(アルミに接する部分)に海砂を使用。
(b) モルタル(アルミに接する部分)に急結剤を使用。
(c) 塩分等を含んだ木材を使用。
(d) 中性洗剤以外のクリーニング剤を使用。
(e) 施工指示どおりに施工がなされていない(コーティング、取付けネジ等)。
(f) その他
- ハ. 使用者もしくは第三者の誤り、または不当な処理や改造によるもの。
- 二. 保証者が表示した以上の性能を必要とする箇所に取付けられたために発生したもの。
- 木. 不可抗力(天災、地変、地盤沈下、火災、爆発、騒乱、落雷、異常電圧等)により発生したもの。
- ヘ. 建具構成材であっても当社供給範囲外のもの。(ガラス等)
- ト. 一般住宅用とは認められない使用目的に使用されたもの。
- チ. 保証書に取付年月日、お客様名、販売店名の記入のない場合、あるいは字句を書替えられた場合。
(保証書のついている電装商品)
- リ. 保証書に記載する消耗品(電池等)による損傷や故障。(保証書のついている電装商品)

*商品保証に関するお問い合わせは、新日軽株式会社、営業所もしくは新日軽商品取扱い店へご相談ください。